

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。

- 1. 図書館は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。
- 2. 天井の高さ12m、延べ面積700m²のラック式倉庫については、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
- 3. 地階に設ける駐車場で、床面積が1,000m²のものについては、原則として、排煙設備を設置しなければならない。
- 4. 延べ面積6,000m²、地上5階建てのホテルについては、原則として、連結送水管を設置しなければならない。

R4
25

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

- 1. 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした延べ面積2,000m²、地上2階建ての図書館については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。
- 2. 地上8階建ての大学には、避難口誘導灯を設置しなくてもよい。
- 3. 遊技場及び飲食店の用途に供する複合用途防火対象物の地階(床面積の合計900m²)については、ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない。
- 4. ホテルは、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に当該規定が適用される「特定防火対象物」である。

R3
26

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

- 1. 収容人員が10人の飲食店と、収容人員が30人の共同住宅からなる複合用途防火対象物については、防火管理者を定めなければならない。
- 2. 事務所とホテルとが開口部のない準耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。
- 3. 延べ面積300m²、平屋建ての図書館については、原則として、消火器又は簡易消火用具を設置しなければならない。
- 4. 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした延べ面積2,000m²の展示場については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。

R2
25

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

- 1. 延べ面積が350m²のキャバレーについては、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
- 2. 消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店における消防用設備等が当該規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定に適合させなければならない。
- 3. 準耐火建築物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした延べ面積1,000m²、地上2階建ての専修学校については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
- 4. 延べ面積1,500m²、地上2階建ての特別養護老人ホームで、火災発生時の延焼を抑制する機能として所定の構造を有しないものについては、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。

R元
25

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

- 1. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積1,500m²、地上3階建ての共同住宅で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものについては、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
- 2. 地上3階建ての事務所で、各階の床面積が300m²のものについては、原則として、3階に自動火災報知設備を設置しなければならない。
- 3. 各階から避難階又は地上に直通する2階の階段が設けられた地上3階建ての工場で、各階の収容人員が100人のものについては、原則として、3階に避難器具を設置しなければならない。
- 4. 延べ面積6,000m²、地上3階建てのホテルについては、連結送水管を設置しなければならない。

H30
25

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

- 1. 主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした延べ面積2,100m²、地上2階建ての展示場については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
- 2. 天井の高さ12m、延べ面積700m²のラック式倉庫については、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
- 3. 小学校は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。
- 4. 物品販売業を営む店舗と共同住宅とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなされる。

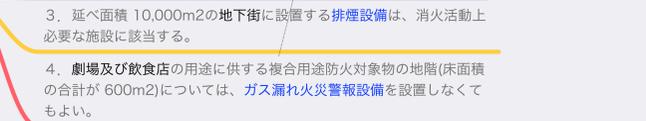
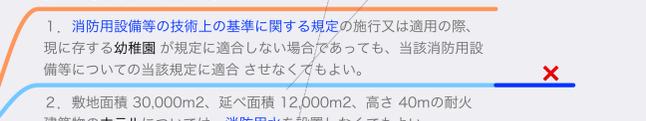
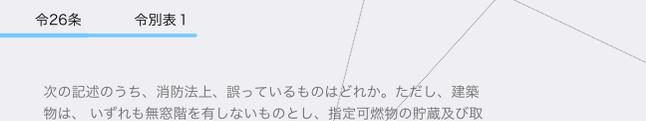
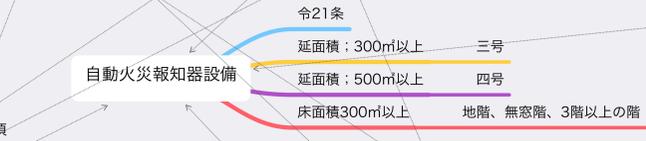
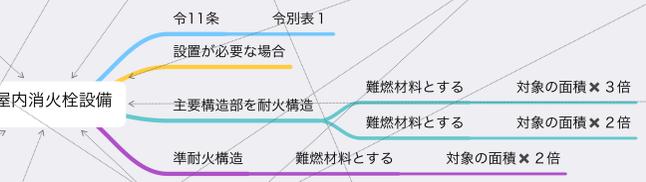
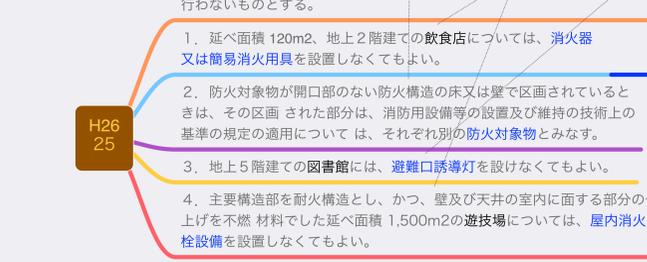
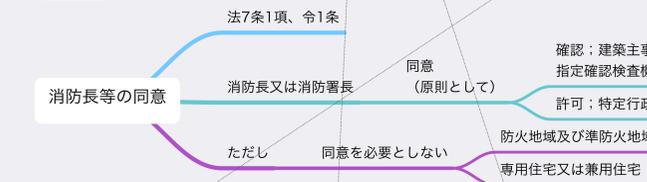
H29
25

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

- 1. 準耐火建築物で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした延べ面積1,500m²、地上2階建ての旅館については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
- 2. 同一敷地内にあり一建築物とみなされる複数の準耐火建築物の床面積の合計が6,000m²、平屋建ての美術館で、所定のスプリンクラー設備を設置したものについては、当該設備の有効範囲内の部分について屋外消火栓設備を設置しないことができる。
- 3. 延べ面積10,000m²のテレビスタジオ内にある床面積500m²の通信機器室で、所定のハロゲン化物消火設備を設置したものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。
- 4. 地上3階建ての特別支援学校(避難階は地上1階)で、各階の収容人員が20人以上のものについては、原則として、2階以上の階に避難器具を設置しなければならない。

H28
26

消防法



次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

- 1. 主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした延べ面積1,300m²、地上3階建ての劇場については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。
- 2. 延べ面積275m²、地上2階建ての認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として所定の構造を有するもの以外のものには、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
- 3. カラオケボックスには、延べ面積にかかわらず、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
- 4. 博物館は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。

H25
25